

第5章 防災関係機関の処理すべき事務 又は業務の大綱

項目	ページ
第1節 防災関係機関の責務	59
第2節 処理すべき事務又は業務	60

第1節 防災関係機関の責務

1 宇佐市

市は、基礎的な地方公共団体として、市及び住民の生命、身体並びに財産を災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方自治体の協力を得て、防災活動を実施する責務を有する。

また、上記の責務を十分に果たすため必要があるときは、他の地方公共団体と相互に協力するよう努めるとともに、消防機関等の組織の整備及び市の区域内の公共的団体等の防災に関する組織並びに住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、市の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

2 大分県

県は、県の地域及び住民の生命、身体並びに財産を災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、広域的、総合的な防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を行うとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう必要な勧告、指導、助言、協力その他適切な措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動に協力する責務を有する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

第2節 処理すべき事務又は業務

1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
宇佐市	<ol style="list-style-type: none"> 1 宇佐市防災会議に関する事。 2 災害対策本部を設置し、地域防災の推進を図ること。 3 気象予報もしくは警報の地域住民への伝達に関する事。 4 災害に関する情報の収集及び伝達等に関する事。 5 被害状況の調査報告に関する事。 6 消防、水防、その他の応急措置に関する事。 7 居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示に関する事。 8 被災者の救難、救助、その他の保護に関する事。 9 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事。 10 所管施設及び設備の応急復旧に関する事。 11 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事。 12 その他防災に関し、宇佐市の所掌すべき事。

2 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
大分県	<ol style="list-style-type: none"> 1 大分県防災会議に関する事。 2 災害対策本部を設置し、県の地域にかかる防災の推進を図ること。 3 被害状況の収集調査に関する事。 4 水防その他の応急措置に関する事。 5 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する事。 6 県営ダム等の防災管理に関する事。 7 緊急輸送車両の確認に関する事。 8 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事。 9 所管施設及び設備の応急復旧に関する事。 10 他の地方公共団体等に対する応援要請に関する事。 11 その他防災に関し、県の所掌すべき事。
大分県 北部振興局	<ol style="list-style-type: none"> 1 宇佐市が処理する防災事務又は業務の実施について、援助及び調整に関する事。 2 その他防災に関し、大分県北部振興局の所掌すべき事。
大分県 宇佐土木事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における管内区域の県管理の道路、河川、橋梁、砂防施設等の危険箇所の巡視及び応急対応に関する事。 2 管内区域の県管理の道路、河川、橋梁、砂防施設等の危険箇所の被害調査及び災害復旧に関する事。 3 その他防災に関し、大分県宇佐土木事務所の所掌すべき事。
大分県 北部保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護及び保健衛生対策に関する事。 2 その他防災に関し、大分県北部保健所の所掌すべき事。

3 大分県宇佐警察署

機関の名称	事務又は業務の大綱
大分県 宇佐警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護に関すること。 2 社会秩序の維持及び交通規制に関すること。 3 その他防災に関し、大分県宇佐警察署の所掌すべきこと。

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 別府駐屯地 第41普通科連隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における人命救助、消防、水防に関すること及び被災地域への医療、防疫、給水災害通信に関すること。 2 災害復旧における道路の応急復旧に関すること。 3 その他防災に関し、自衛隊の所掌すべきこと。

5 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
大分地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な予防機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じて住民への周知に関すること。 3 市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての技術的な支援・協力に関すること。 4 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町村に対しての気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。（活動にあたっては県や市、その他の防災関係機関との連携に配慮する。） 6 気象業務に必要な観測体制の充実及び、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。
大分 河川国道事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 直轄国道の整備、管理及び防災に関すること。 2 直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関すること。 3 高潮、津波災害等の予防に関すること。 4 大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の協定に基づく応援に関すること。 5 その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと。
九州総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常通信体制の整備に関すること。 2 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 3 災害時における通信機器、移動電源車、可搬型発電機及び臨時災害放送局用機器の貸し出しに関すること。 4 災害時における電気通信の確保に関すること。 5 非常通信の統制、管理に関すること。 6 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（柳ヶ浦駅）	1 鉄道施設等の防災、保全に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関する事。 3 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関する事。
西日本電信電話株式会社（大分支店）	1 電信電話施設の保全と重要通信の確保に関する事。
九州電力株式会社（中津営業所）	1 電力施設の整備と防災管理に関する事。 2 災害時における電力供給確保に関する事。 3 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事。
日本通運株式会社（中津支店）	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関する事。
日本郵便株式会社（四日市郵便局）	1 災害時における郵政事業運営の確保に関する事。 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関する事。 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事。 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事。 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事。 エ 被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の料金免除に関する事。 オ ゆうちょ銀行委託業務及びかんぽ生命委託業務の非常取扱いに関する事。 3 その他防災に関し、日本郵便株式会社の所掌すべき事。
大分交通株式会社（大交北部バス株式会社）	1 災害時における自動車による被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する事。 2 災害時における輸送線路及び施設の確保に関する事。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
	公共的な団体及び防災上重要な施設の管理者は、当該業務の実施を通じて防災に寄与するとともに、宇佐市が処理する業務について、自発的に協力するものとする。